

木津川市の方針について

・木津川市の方針は、「第2次木津川市総合計画」に定められています。(以下抜粋)

基本方針6:快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり

政策分野13:都市基盤

施策①:都市環境

工. 人口減少地域の活性化

中山間地域や人口が減少傾向にある地域においては、過疎化・高齢化の進行や農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加などにより、地域活力や多面的機能が低下しないよう、地域の活性化・振興を図り、地域とともに移住促進や定住化を推進します。

移住促進特別区域について

- ・恭仁っ子大作戦の積極的な活動により移住希望者が増加し、瓶原地区移住定住促進協議会の発足により、地域の移住・定住に対する機運が高まったことから、より多くの移住者を受け入れるため、京都府に対して、移住促進特別区域指定の申出書を提出しました。
 - ・令和2年12月15日に、京都府より瓶原地区が、移住特別区域に指定されました。
- 移住特別区域に指定されたことにより、移住促進事業補助金を活用できるようになりました。

木津川市移住促進事業補助金について

- ・木津川市移住促進事業補助金では以下の補助対象事業があります。
- ①地域受入体制整備促進事業 補助額50万円(府1/2、市1/2)
→移住促進ビジョン、情報冊子の作成などに対して地域団体へ補助
 - ②移住促進住宅整備事業 補助額180万円(府1/2、市1/2)
→登録空家を取得または賃借し自ら居住する目的で生活をするために必要な改修に対して移住者へ補助
 - ③空家流動化促進事業 補助額10万円(府1/2、市1/2)
→登録空家を移住者に売却または賃借する際に必要な家財の撤去費用を空家提供者へ補助

木津川市移住促進事業補助金について

補助金申請の流れについては以下の通りです。

- ①木津川市の空家バンクに登録(担当:都市計画課)
- ②京都府の空家バンクに登録(担当:学研企画課)
- ③空家の売買契約、賃貸借契約を締結
- ④移住促進事業補助金交付申請書を提出
- ⑤移住促進事業補助金交付決定通知書を発出
- ⑥移住促進事業補助金実績報告書を発出
- ⑦移住促進事業補助金の振込